

令和8年第2回定例会健康福祉委員会会議録

令和8年6月12日
午前10時～午前11時25分
全員協議会室

出席者	久米原孝子	委員長	山崎孝一	副委員長
	山宮留美子	委員	石嶋照幸	委員
	後藤光秀	委員	後藤敦志	委員
	寺田寿夫	委員	鴻巣義則	委員
執行部説明員	市長	萩原勇	福祉部長	大堀敏雄
	こども未来部長	唯根敦美	健康スポーツ部長	足立典生
	福祉部次長兼障がい福祉課長	鴻巣倫子	こども未来部次長	篠塚寿也
	健康スポーツ部次長	飯田啓司	福祉総務課長	山崎正尚
	保護課長	松本博実	こども女性政策課長	粉川裕美
	こども家庭センター課長	海老原雅男	保育課長	糸賀勉
	保険年金課長	飯倉基彰	スポーツ推進課長	昇一信
	福祉総務課長補佐	渡部賢	(書記)	
事務局	課長補佐	深沢伸一郎	主幹	建林 尋乃

議 題

- 令和8年請願第1号 ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願
- 議案第2号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 市有財産の取得について（令和9～13年度北竜台学園保育ルーム賃貸借）
- 議案第10号 令和8年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第13号））の所管事項

○久米原委員長

皆様こんにちは。開会前に申し上げます。本日傍聴の申出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者 入室〕

○久米原委員長

傍聴者の方に申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。

また、本日の委員会はYouTubeでのライブ配信を行いますので、発言される際はマイクに向かってはっきりと発言くださいますようお願いいたします。

それでは、ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託をされました令和8年請願第1号、議案第2号、議案第3号、議案第8号、議案第10号の所管事項、報告第3号の所管事項の6案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に質疑は一問一答をお願いいたします。また、執行部におかれましても、答弁はポイントを絞り簡潔明瞭をお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案等の審査に入ります。

本日は、令和8年請願第1号の提出者にお越しいただいておりますので、請願の審査から行います。

令和8年請願第1号 ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願の審査についてです。

事務局に請願書を読んでいただきます。

〔事務局 請願書朗読〕

○久米原委員長

この後、休憩中に健康福祉委員会協議会を開会いたします。

休憩いたします。

〔休憩中に健康福祉委員会協議会を開催〕

○久米原委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、各委員からご意見等がありましたらお願いいたします。

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

それでは私から請願を採択するという趣旨で、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

内閣府の調査では、国全体で146万人に及ぶ方がひきこもり状態にある、そしてそういった中で40代と50代で4割を占めているということで、私と同じ就職氷河期世代、こういった方たちがこのような状態に陥っているというのはやはりこれは個人の問題というよりは社会の問題というのも大きいんだと思います。

そういった中で、先ほど請願者からお話をいただきましたように、国、厚労省としては支援メニューをかなりしっかりと整備していただいているにもかかわらず、ほとんどの方が支援を受けていない状況であると、適切な支援につながっていない状況がある。これは、やはり請願者がお話しになっていたように、ひきこもりということに対する国民や市

民の意識の問題が大きいのではないかなと思います。

そういった中で、やはり私も、障害者基本法がたどってきた道筋というのが本当に参考になるのではないかなと感じておりまして、1993年に制定された障害者基本法によって、この障がいということが個人の問題ではなくて社会の障壁の問題という考え方が広く国民や市民の方に認識をされてきた、時間は30年以上かかっていますけれども、30年かかった中でしっかりと浸透してきたのではないかなとも感じています。

そういったことで、障がい者におきましては、偏見や差別が減って、当事者や家族が相談しやすい支援を受けやすい環境というものが、日本においては整ってきたんだと考えています。

これはひきこもりにとっても全く同様でありまして、いまだにやはり個人の甘えであるとか、家族の責任といういわゆる偏見が、請願者のお話ではご両親やご兄弟の中にもそういった意識の方もいらっしゃるというような趣旨だったと思うんですけども、やはりそういった国民、市民の間に偏見が根強く、それが相談のしにくさを生んで、結果として支援に全くつながっていない状況が現在あるんだと思います。

このひきこもり支援基本法というものを制定すれば、この国がひきこもりは社会全体で支えるべき問題と明確に法律に位置づけることで、これによって、やはり偏見の解消や障害者基本法と同じように偏見の解消や相談のしやすさ、早期支援の実現が私も期待できると考えています。

やはりこの全世代を対象とした支援、適切な支援と、全国どこでも一定水準の支援が受けられる体制整備のためにも私は基本法の制定が必要だと考えておりますので、請願を採択させていただきたいと思います。

以上です。

○久米原孝子委員長

ほかにありませんか。

〔な し〕

○久米原孝子委員長

それではお諮りいたします。

令和8年請願第1号 ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願につきましては、採択とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原孝子委員長

ご異議なしと認めます。よって、令和8年請願第1号は採択とすることに決しました。

続きまして、議案の審査に入ります。

議案第2号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

唯根こども未来部長。

○唯根こども未来部長

議案書12ページをお開きください。

議案第2号 龍ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、家庭的保育事業等における健康診断の規定を見直すものでございます。

具体的には、家庭的保育事業等の利用開始前の健康診断について、現行の児童相談所等で行われた健診に加え、母子保健法に基づく乳幼児健康診査を受けた場合も対象といたします。

母子保健法に基づく健診の内容は、保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められ、かつ、その結果を施設長が把握できる場合は、入所児の健康診断を省略できる規定を追加するものでございます。なお、本条例は公布の日から施行することとなっております。

以上です。

○久米原孝子委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

一点だけお聞かせいただきたいと思います。

内閣府令によって、健康診断の一部または全部を省略できるということなんですけども、この改正の内容の意義といいますか目的っていうのは、改めてどういった理由でこういった改正が行われたのか、事業者の方の負担軽減というところなのかなと思うんですけども、改めてこの改正の趣旨を教えてください。

○久米原孝子委員長

糸賀保育課長。

○糸賀保育課長

条例改正の趣旨ということでご質問いただきました。

まず、母子保健法の各種健康診断ですが、広く一般的なのが1歳6か月健診ですとか、3歳児健診などが保護者等には義務づけられております。こうした、お母さんたちのほうが義務として実施しているものをすることによって、再度改めて、事業者さんのほうの手間もそうなんですけども、保護者負担といった意味でも、こういった部分で緩和が図れればっていうところでの趣旨かというふうに理解しております。

以上であります。

○久米原孝子委員長

ほかにありませんか。

〔な し〕

○久米原孝子委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原孝子委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第3号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

議案書14ページでございます。

議案第3号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

す。

これは、本年4月1日施行の地方税法施行令の一部改正に合わせたものでございます。今回の改正点は2点です。

1点目は、本市の国民健康保険税における基礎課税分の賦課限度額の引上げ、2点目は、低所得世帯に対する法定軽減の所得基準の引上げでございます。

具体には、第2条において、国民健康保険税の基礎課税分、いわゆる、医療給付費分の賦課限度額を令和8年度より現在の66万円から67万円に引き上げます。

第22条において、国民健康保険税では、低所得世帯の保険税負担軽減措置として、世帯の所得に応じて、応益負担の均等割税額を7割、5割、2割に軽減する仕組みがありますが、そのうち5割軽減と2割軽減の所得基準を引き上げます。

これは、法定軽減の所得基準の計算における世帯被保険者数に乘じる金額について、5割軽減においては30万5,000円を31万円に、2割軽減においては56万円を57万円にそれぞれ引き上げます。

なお、附則において、その根拠となる地方税法施行令の改正の施行日である令和8年4月1日に遡及し、令和8年度からの保険税より適用させることとしております。

説明は以上です。

○久米原孝子委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

1点だけお聞かせいただきたいと思います。

この説明の中で、今回の改正は2点あるということで、2条の部分の賦課限度額の引上げと、22条の部分の軽減措置の拡充ということで2点あって、1点目の引上げの部分に関しては本会議質疑がなされておりますので、私のほうからは22条のほうの軽減の拡充についてお伺いしたいんですけれども、この軽減の拡充をすることによって影響を受ける、恩恵を受ける世帯ですね、何世帯ぐらいになるのか、また全体としての影響額っていうのがお幾らぐらい減額になるのか、国保税全体の中でどれぐらいの減額になるのかという点とあわせて、今回引上げと軽減という2点ある中で、全体として国保財政に与える影響額っていうものの試算があればお示しいただけますでしょうか。

ちょっとデータとして試算が難しいということであれば、その数字はご答弁いただかなくても構いません。

○久米原孝子委員長

飯倉保険年金課長。

○飯倉保険年金課長

はい、お答えします。

今回の改正により増加する法定軽減世帯数の見込みとその減収額につきましてということで、現段階では、令和8年度の保険税の本算定前でございますので、参考として令和7年度末のデータを利用した結果でお答えさせていただきます。

まず初めに、今回の改正により、2割軽減から5割軽減になる世帯数につきましては約30世帯、これらの世帯の保険税額合計で約70万円の減額になります。

次に、新たに2割軽減になる世帯数につきましては約15世帯、同じく保険税額の影響としましては、合計で約20万円の減額となります。

あわせて、おおむね90万円程度となるかと思います。

一方で、限度額引上げのほうで77世帯が影響ありますんで、それで1万円限度額が上がりますんで277万円。

差し引きますと、この二つでいいますと、13万円ほどのマイナスということになるかと思います。

これはあくまで見込みで、先ほども最初に申し上げましたが、正式な数値は令和8年度の本算定により確定することを申し添えさせていただきたいと思います。

以上になります。

○久米原孝子委員長

ほかにありませんか。

〔な し〕

○久米原孝子委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第3号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原孝子委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第8号 市有財産の取得について（令和9～13年度北竜台学園保育園ルーム賃貸借）について、執行部から説明願います。

唯根こども未来部長。

○唯根こども未来部長

議案書28ページをお開きください。

議案第8号 市有財産の取得についてでございます。

本件は、令和9年4月の北竜台学園の開校に合わせまして、同学校の敷地内に保育園ルームを新築し賃貸借とする所有権移転条項付きの賃貸借契約につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

本市では、予定価格が2,000万円以上の財産の取得につきましては、条例の定めにより議会の議決を要することとなっております。

今回の契約は、実質的に割賦販売による財産の買入に当たるため、条例に基づき、議案として提案させていただくものでございます。

内容につきましては、契約金額の総額1億7,424万円でございます。月額に換算いたしますと、290万4,000円となります。

契約の相手方としましては、日成ビルド工業株式会社水戸支店でございます。

契約期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間を賃貸借期間とし、5年間の賃貸借期間が満了後は所有権移転条項が付されているため、当該建物につきましては、市へ無償にて譲渡されるものでございます。

説明は以上です。

○久米原孝子委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山宮委員。

○山宮留美子委員

1点だけお聞きしたいんですけども、この新しくできる北竜台学園の学童保育です

が、大体人数的には何人ぐらいがここの保育ルームに通われるような計算をされてますか。

○久米原孝子委員長

糸賀保育課長。

○糸賀保育課長

設定の人数なんですが、一応、現状、松葉小学校と長山小学校の保育ルームがあります。そちらの在籍人数ですとか、この後の子ども・子育て計画の中でも推計を行ってまして、それらを勘案すると、120人程度ということで、40名入るぐらいの部屋を3室ということで保育室のほうは考えております。

以上になります。

○久米原孝子委員長

山宮委員。

○山宮留美子委員

ありがとうございます。

これは通常120名程度、夏休みとか冬休みで人数が増える部分に関しても含まれてる数字でしょうか。

○久米原孝子委員長

糸賀保育課長。

○糸賀保育課長

こちらで120名ということですが、通常保育ルームにおきましては、出席率が大体7割程度というところが平均で動いておりまして、そういった部分を勘案して、この人数設定としております。

以上です。

○久米原孝子委員長

山宮委員。

○山宮留美子委員

はい、ありがとうございます。

働いてる両親共働きの家庭も増えてますし、これから北竜台学園も若い方がどんどん越してきて、人数が増えてくる可能性もあるかと思えますけれども、そのあたりは人数が増えてきたときにはそのようにお考えになるんだと思えますけれども、子どもたちが安心して学童で過ごせるような取組をよろしく願いいたします。

以上です。

○久米原孝子委員長

ほかにありませんか。

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

私のほうからも何点かちょっとお聞かせいただきたいと思います。

今回もこれまでも当市の保育ルームはプレハブで、そして所有権移転条項付きのリースということでこれまでやってきて、リースとして議案としては計上されてきて、市有財産の取得ということで議案に上がってこなかったんですけども、今回こういった形で上げていただくようになってすごく審議がしやすくなったかと思っているんですけども、やはり今回もまた同じようにリースということなので、市が直接発注する建設工事よりもやは

りどうしても総額としては一般的には高くなってしまふのかなと思います。
ちょっと今回はその点についてどのような検討がなされたのかということでお聞きしてまいりたいと思います。

1点目は、この1億7,400万の契約金額の中で、この内訳というものがどの程度なのか、本体建屋の工事であるとか、基礎工事、附帯設備、また特に、リース会社のリース特有の金額っていいですかね、リース会社の手数料であるとか、金利の相当部分であるとか、内訳としてですね、リース特有の部分がどれぐらいになるのか教えていただけますでしょうか。

○久米原孝子委員長

糸賀保育課長。

○糸賀保育課長

リース特有ということでの答えとちょっとずれるかもしれないんですけども、賃貸借方式ということでの入札で、項目として、仮設部分、基礎工事部分、本体工事部分、内装工事部分、電気設備部分、外構工事等ということを含んだものとしての賃料となっております、すみません、ちょっとデータのほうで、それぞれの金額等についてはちょっとごめんなさい、今手元にないので。一応そういった項目での賃貸額となっております。

○久米原孝子委員長

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

はい、ありがとうございます。

手元に数字はないけど、しっかり内訳は承知しているということで分かりました。
そこでお伺いしたいのが、通常工事契約でこれを設置した場合のコストというのは試算をされていますでしょうか。

そして、リースと直接発注の差ですね、その点について比較検討というのはどのようになされたか教えてください。

○糸賀保育課長

こちらの北竜台の保育ルームの新築につきましては、令和9年4月1日からの開校を目指してというところが一番にあったので、そういった部分で、時期的にも工期のほう、整備期間の短縮が図れるですとか、あとは、建築よりも初期コストが抑制できるとか、そういった部分を踏まえて、賃貸借契約による工事のほうを選択したというふうに伺っております。

○久米原孝子委員長

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

令和9年の開校のために、通常発注よりはやはり整備全体のスケジュールとしてそちらが有利だったというのは理解をいたしました、建設より今回のリースのほうがコストが安いというふうなお話だったんですけども、具体的にどれぐらい安いということで比較検討されたのか、数字があれば教えていただけますか。

○久米原孝子委員長

糸賀保育課長。

○糸賀保育課長

検討資料ということになってしまうんですけども、市内でも、同様の建築物の実績のあ

る業者さん等の見積りですとか、そういったところからの試算によりますと、1億9,000万ぐらいの提示があったというふうに伺っております。

○久米原孝子委員長

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

はい、分かりました。

私も建設は素人なので、少し情報収集した段階ではやはりこういったプレハブの事務所であるとか、こういった居室があるような建物の坪単価というのが、内装とかいろいろな差もあって、大体坪単価50万から100万ぐらい、今はもう少し高くなっているのかもしれないですけども、それで考えると今回、百十何坪ぐらいですかね、375平米ということなので、坪単価100万としても1億2,000万にはいかないのかなと素人計算なのであれなんですけれども、そうであれば、例えば、近隣市町村であるとか、県内自治体で同様にプレハブでこういった学童保育ルームを整備している自治体があると思うんですけども、そういったところのコストの調査といいますか、リースなのか、市の直接の発注なのか、そういったところの調査であるとか、そういった実際に整備したところの整備費用っていうのは把握されていますか。

○久米原孝子委員長

糸賀保育課長。

○糸賀保育課長

すみません。

近隣での自治体等での把握のほうはできてないんですが、類似施設でつばみ園のほうの、やはり賃貸借での建築があった際には、同等の施設規模なんですけども、その当時は、計画が1億3,000万弱ぐらいだったと思うんですけども、そこからの高騰資材の値上がりとかそういった部分での詳細ってのはちょっと分かりかねますけども、近いような建物としてはつばみ園の建築っていうのは参考にさせていただいております。

○久米原孝子委員長

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

この程度にとどめたいと思うんですけども、基本的にはやはりリースで賃貸借ということになるとやはりどうしても直接発注よりはコストは高くなってしまうというような、一般的に考えると、そう考えてしまうんですが、市内業者さんの見積りっていうかね参考資料をとったということなので1億9,000万ぐらいということで、コストメリットがあったということなのでこの程度にいたしますが、ライフサイクルコストも含めてこれまでもこういった形でやってきたと思うんですけども、常に近隣の整備状況であるとか実態なども調査していただきながら、よりコストを縮減する形で事業を進めていただければと思います。

以上です。

○久米原孝子委員長

ほかにありませんか。

山宮委員。

○山宮留美子委員

すみません、今までにはない形の学童保育ルームになるのかなと思うんですが、今まで

ですと学校の空き教室を利用されてるルームだとかがほとんどだったと思うんですが、北竜台学園は別棟にしっかり学童保育のルームをつくるという形ですね、リースとはいえ。

そうなった場合に、授業が終わった後の子どもたちがそこに来るという、せっかくこういういいものができたっていうことは、やはり使っていない時間帯、その時間帯も有効活用されるような考え方っていうのは何か考えてますか。

○久米原孝子委員長

糸賀保育課長。

○糸賀保育課長

ルームの開園前ですとかそういった部分でのちょっと活用策ってのは、現時点ではすいません、特に考えておりません。

○久米原孝子委員長

山宮委員。

○山宮留美子委員

すばらしい建物ができるようなイメージがちょっとあるもんですから、できればそれこそ不登校の子たちだとか、いろんな形で、未就学の子だとか、お母さん方と一緒に遊びに来れるようなとか、学校内であるにはあるんでしょうけれども別棟っていうことであれば、何かほかにも午前中だけでも利用できるような取組をつくって有効活用していけるような方法をぜひ考えていただきたいなと、もったいないので。

学童の職員の方からすれば、自分たちが知らないところでほかのものに使われたら困るとかいろいろあるかと思うんですが、これだけ立派な建物ですし、毎月二百何十万というお金をリースで払っているわけですから、何となくもったいないなっていうのをすごく感じましたので、有効活用できるような取組をぜひ考えていただきたいと思います。

以上です。

○久米原孝子委員長

ほかにありませんか。

〔な し〕

○久米原孝子委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原孝子委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第10号 令和8年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項について、執行部から説明願います。

唯根こども未来部長。

○唯根こども未来部長

別冊の議案書をご覧ください。

1ページをお開きください。

議案第10号 令和8年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）でございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,803万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ308億6,297万円とするものです。

それでは、こども未来部の所管事項についてご説明いたします。

8ページをお開きください。

歳入についてです。

下から2段目の箱の1番目、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金、こども政策推進事業費です。

こちらは、自治体こども計画策定に係る国庫補助金で、当初予算要求時には今年度の国の交付要項が定まっておらず、前年度の基準を参考に150万円を計上しておりましたが、交付要綱が定まり、交付決定通知により補助基準額200万円、補助率2分の1と決定し、補助額が100万円となったため減額するものでございます。

次に、二つ下、衛生費県補助金、保健衛生費補助金、不妊治療費助成事業費でございます。

こちらは、不妊治療に係る助成の回数拡充に当たり、茨城県により全額となる10分の10の補助を受けるものでございます。本事業の拡充内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

続きまして、10ページをお開きください。

歳出についてです。

1段目の箱の1番目、一般管理費、女性政策推進費でございます。

こちらは、機構改革による予算の組替えて、二つ下、人口問題対策推進費、まちの魅力創造課より移管するものでございます。女性会議開催における出席者の報酬、消耗品及び開催通知等の郵送料の費用となります。

11ページをお開きください。

1番上の箱の1番目、保健衛生総務費、不妊治療費助成事業でございます。

こちらは、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図ることを目的に実施しているものでございます。このたび、県において市町村が実施主体となる補助事業の対象が拡充されたことから、本市におきましても助成対象を拡充し、支援体制を強化するものでございます。

具体的な拡充内容といたしましては、従来助成の対象外となっておりました、治療開始年齢が40歳から43歳未満の方が行う4回目以降の治療について1回の治療につき10万円を限度とし、最大2回まで保険適用外の生殖補助医療に対し助成するもので、6件分の扶助費及び通信運搬費を合わせて60万1,000円を補正するものでございます。

なお、本拡充に伴う扶助費につきましては、その全額を県が負担するものでございます。

続きまして、その下、無痛分娩費用助成事業でございます。

これは、出産の痛みを緩和する無痛分娩による出産を希望する妊産婦の経済的負担を軽減し、多様な出産方法を選択できる環境を整えるための支援を新たに実施するものです。支援の内容といたしましては、無痛分娩に係る費用の自己負担額に対し、分娩1回当たり10万円を限度として助成するもので、80件分の扶助費及び通信運搬費を合わせて801万円を増額するものでございます。

こども未来部所管事項の説明につきましては、以上です。

○久米原孝子委員長

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

続きまして、健康スポーツ部所管事項について説明をいたします。

8ページをお開きください。

歳入です。

上から4番目の箱です。

養育医療給付事業費です。

これは、身体の発育が未熟なままで生まれ、医師が入院・養育を必要とする乳児の治療に必要な医療費の公費負担に対する国庫負担金です。令和7年度の当該国庫負担金について実績報告の結果、追加交付となったため増額補正をするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○久米原孝子委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

11ページのところで、不妊治療費助成事業と無痛分娩費用の助成事業ということで、不妊治療費のほうは拡充、そして無痛分娩のほうは新規にということだと思うんですけども、これの積算根拠といいますか、特に無痛分娩費用の積算根拠についてまず教えていただけますか。

○久米原孝子委員長

海老原こども家庭センター課長。

○海老原こども家庭センター課長

まず、本市の出生数が令和7年中284名となっております。こちらの数字を少しまらめまして、年間の出生数の想定を300人としております。そのうち、無痛分娩を選択する割合を40%としております。無痛分娩の補助開始が8月1日からを予定しておりますので、年度末までの8か月分、12分の8をした人数ですね、これが80件になっております。8月から3月までの補助対象件数は80件と想定しております。

続いて、不妊治療のほうなんですけど、不妊治療の拡充の部分ですね、こちらのほう40歳以上43歳未満の部分になります。これまでの実績を見まして、拡充した場合に使用することができると想定をいたしました。そうすると、3名想定できましたので、この3名について、2回分、合計6回分の予算を計上しております。

以上です。

○久米原孝子委員長

後藤敦志委員。

○後藤敦志委員

はい、ありがとうございます。

無痛分娩のところでちょっとお伺いしたいんですけども、出生数300名の中で、そのうちの4割の方が無痛分娩をされるのではないかなという想定だったと思うんですけど、この40%の根拠っていうのは近隣の病院の実績等と思うんですけども、ちょっとこの40%の根拠と、あとはやはり私男性なので分からないですけど、やはり無痛分娩というのは、相当やっぱり妊婦の方にはすごく負担の軽減につながる事業だと思いますので、麻酔管理とか医療的にはすごい高度なことにさらになってくるんだと思うんですけども、母体にとっては非常にダメージも少なく、本当にどんどん活用していただきたいんですけども、この事業の目的、政策の目的として使う方には少しだけ補助しようということなのか、それともやはりこの無痛分娩自体を一般的にして、欧米なんかではほとんど無痛分娩

とか一般的だと思うんですけれども、やはり国としても自然分娩じゃなくて無痛分娩のほうをどんどん広げていこうということで目標値ですね、この40%の無痛分娩を選ぶ方の数字をどんどん上げていこうという目的はあるのか、この辺の事業の目的というのはどのようにお考えか教えてください。

○久米原孝子委員長

海老原こども家庭センター課長。

○海老原こども家庭センター課長

まず40%の想定なんですけど、近隣の自治体で無痛分娩を実施している取手市のほうです。出生数が約450件で、補助を利用した方が137件というような実績があります。使用した割合が30%となっております。これと、近年やっぱり無痛分娩を選択する方が非常に増えているような状況にございますので、それを加味して40%と想定しております。

あともう一つ、この無痛分娩を勧奨するとかどんどん増やしていくのかどうかというところなんですけども、やはり無痛分娩については、今、比較的安全管理がなされて安全な分娩方法ではあるかと思うんですが、その一方で麻酔によるデメリットなんかもございます。ですから、そのデメリットの部分も十分認識していただいて、選択をしていただきたいと考えております。

その関係で、この無痛分娩自体をどんどん増やしていこうというような考えはございません。あくまでも経済的負担と多様な出産方法の選択、それを促すものになっております。

以上です。

○久米原孝子委員長

ほかにありませんか。

山宮委員。

○山宮留美子委員

無痛分娩のことでお聞きしたいんですけれども、里帰り出産だとか、あとはどこの病院でお産したかによって、その辺の補助が利用できるのかどうか、その辺を教えてください。

○久米原孝子委員長

海老原こども家庭センター課長。

○海老原こども家庭センター課長

今想定しておりますのは、国内の病院であればどこの病院でも大丈夫のように考えております。

○久米原孝子委員長

ほかにありませんか。

〔なし〕

○久米原孝子委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第10号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原孝子委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度龍ヶ崎市

一般会計補正予算（第13号）の所管事項について、執行部から説明願います。

唯根こども未来部長。

○唯根こども未来部長

それでは、別冊45ページをお開きください。

令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第13号）でございます。

こちらは、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,771万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ336億8,934万1,000円とするものであります。あわせて、継続費、繰越明許費、地方債の補正を行っております。

この予算につきましては、特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により、これを専決処分させていただいたものでございます。

それでは、こども未来部所管事項についてご説明いたします。

50ページをお開きください。

第4表地方債補正の変更でございます。

上から2番目、さんさん館施設整備事業でございます。

限度額を20万円減額し、180万円とするものです。

その下、保育所等施設整備事業です。

限度額を140万円減額し、3,330万円とするものです。

いずれも詳しくはその後ご説明いたします。

54ページをお開きください。

歳入についてです。

1番下の箱の2段目、民生費債のさんさん館施設整備事業債です。

こちらは、さんさん館の外壁屋根改修工事実施設計事務委託料減額分の起債の減額でございます。

その下、保育所等施設整備事業債です。

こちらは、八原保育所空調設備更新工事減額分の起債の減額でございます。

続きまして、56ページをお開きください。

歳出についてです。

下から2番目の箱、1段目、児童福祉総務費のさんさん館管理運営費です。

こちらは、さんさん館外壁屋根改修工事の事業費確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

その下、保育所費の八原保育所管理運営費です。

こちらは、八原保育所空調設備更新工事の事業費確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

説明につきましては以上です。

○久米原孝子委員長

足立健康スポーツ部長。

○足立健康スポーツ部長

続きまして、健康スポーツ部所管事項について説明させていただきます。

別冊48ページをお開きください。

第3表繰越明許費補正の変更でございます。

1番下、たつのこアリーナ管理費でございます。

これは、たつのこアリーナ、ニューライフアリーナ龍ヶ崎のプール排煙窓開閉装置の改修工事について、当初、1階プールサイドに作業用の足場を設置し工事を行う予定をしておりましたが、休館日の期間短縮や施設利用者の安全等の配慮を目的として、2階のメンテナンスデッキへの足場設置の検討、設計内容の精査等に不測の日数を要しまして、年度内での業務完了が困難であったことから、繰越明許費を変更させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○久米原孝子委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○久米原孝子委員長

別にないようですので、採決いたします。

報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○久米原孝子委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、健康福祉委員会を閉会いたします。